

平成 17 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 阿 部 修 平
(JASDAQ コード番号 : 8739)
問い合わせ先 取締役 総務経理部長 小須田 建三
電 話 番 号 03-5435-8200

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（代表取締役社長：阿部 修平）は、本日開催された取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストック・オプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成 17 年 6 月 18 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社および当社子会社ならびに関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、従業員および当社グループの資産運用業務に関連して当社グループとの間で委任、請負等の継続的な契約関係を有する者の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で当社グループの取締役、従業員および当社グループの資産運用業務に関連して当社グループとの間で委任、請負等の継続的な契約関係を有する者に対して、以下の要領に定める新株予約権を無償で発行するものです。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を時価を下回る金額（1 株当たり 1 円）とするものであります。当社グループの取締役、従業員については、実績賞与の一部として当該新株予約権を付与することにより現金による支払を抑制することを可能とし、また付与後一定の権利行使制限期間を設定することにより報酬の延払い的な取扱いを可能とするものであります。また、当社グループとの間で継続的な契約関係を有する者には係る付与による業績向上へのインセンティブを高めることを目的とするものであります。

経済的には、米国におけるストック・インセンティブ・プランの一種である譲渡制限付株式の付与とほぼ同様の効果をもたらすことができます。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株引受権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 2,000 株を上限とします。

尚、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使および新株引受権の行使による場合を除きます。）を行うときは、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、「調整後行使価額」につきましては、(4) をご参照ください。

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該株式数は適切に調整されるものとします。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,000 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1 株。ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数について同様の調整を行います。）を上限とします。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行します。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使の目的となる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）は、1 円とします。

新株予約権を発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使および新株引受権の行使による場合を除きます。）を行うときは、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該行使価額は適切に調整されるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 17 年 6 月 20 日から平成 29 年 6 月 18 日までの範囲内で、当社取締役会の決議によって決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、ならびに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とします。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任した場合、定年により退職した場合又は当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も新株予約権を行使できる場合があります。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによります。

(7) 新株予約権の消却事由および消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができます。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより、新株予約権を行使できなかった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権については無償で消却することができます。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を必要とします。

(注) 上記の決定は、平成 17 年 6 月 18 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上